

令和6年度東京都税制調査会
第2回 小委員会

【テーマⅡ】

「ふるさと納税」

「企業版ふるさと納税」

令和6年7月5日

「ふるさと納税」、 「企業版ふるさと納税」 目次

資料名	頁
「ふるさと納税」及び「企業版ふるさと納税」に関する論点	1
「ふるさと納税」の概要	2
東京都税制調査会の令和5年度の報告内容	3
「ふるさと納税」の受入額及び住民税控除適用者数（全国計）	4
「ふるさと納税」に係る住民税控除の適用状況	5
東京23区の控除額の状況（各区の控除額と区民税に占める割合）	6
寄附受入額の自治体間格差の状況	7
「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について ①（制度の概要）	8
「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について ②（申告手続きの簡便化）	9
令和7年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求	10
「ふるさと納税」を巡る東京都の取組（総務大臣への共同要請）	11
「ふるさと納税の指定基準の見直し」（総務省 令和6年6月28日付け告示第203号）	12
本日議論いただきたい主なポイントについて ①	13
本日議論いただきたい主なポイントについて ②	14
地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の概要	15
「企業版ふるさと納税」に関する過去の東京都税制調査会報告	16
「企業版ふるさと納税」の寄附受入額及び控除額の推移	17
令和7年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求	18
本日議論いただきたい主なポイントについて	19

論点

昨今の状況変化を踏まえ、これまでの報告をベースに、改めて、「ふるさと納税」、「企業版ふるさと納税」についてどう考えるか。

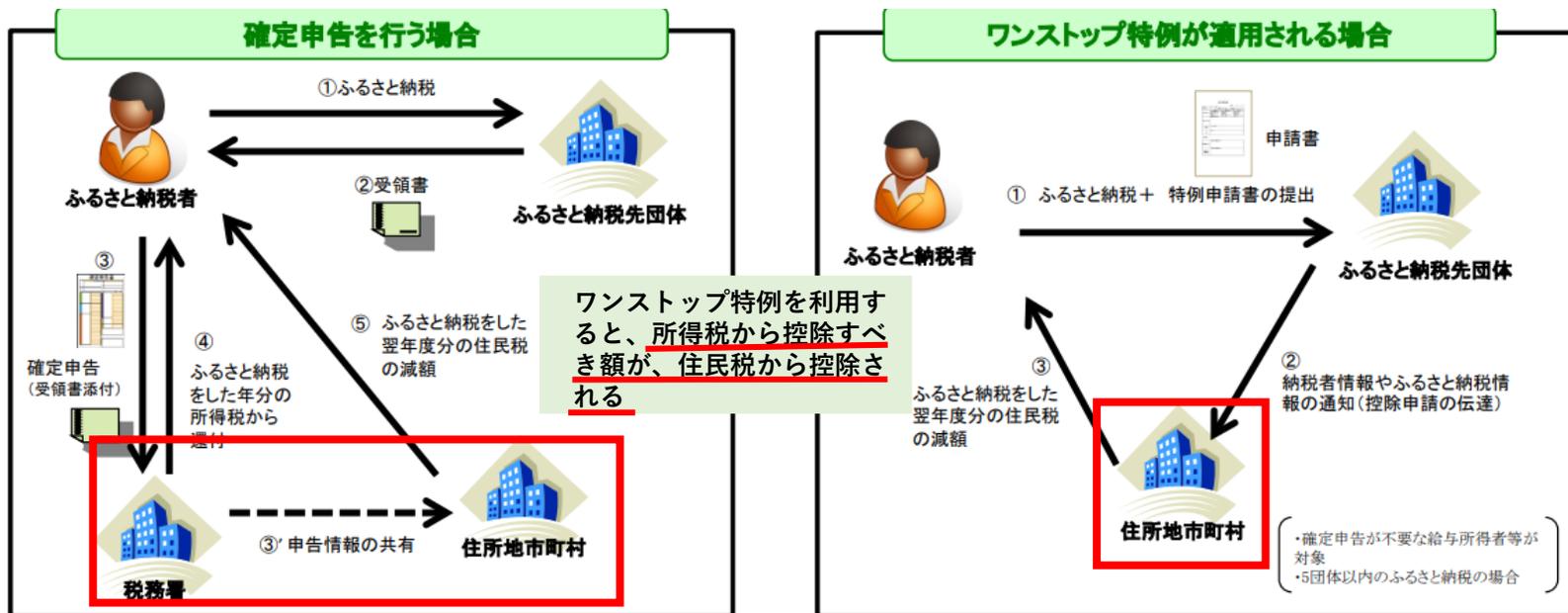
「ふるさと納税」の概要

制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。)



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。
(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)



「ふるさと納税」制度は多くの問題点を有していることから、抜本的に見直し、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべきである。

【問題点】

- 受益と負担の関係という地方税の原則を歪めるとともに垂直的公平の観点でも大きな問題
- インターネット通販化した実態など、本来は見返りを求めない「寄附」とはかけ離れた利用が常態化
- 寄附受入額について地方自治体間格差が生じている
- 返礼品調達費のほか様々な費用により、地方自治体が活用できるのは寄附額の5割程度にとどまり、本来、住民への行政サービスとして提供されるべき財源が地方自治体の外に流出しているとも言える
- 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、地方から国への財源の移転と同じであり、不合理な制度

【見直し策として出された意見】

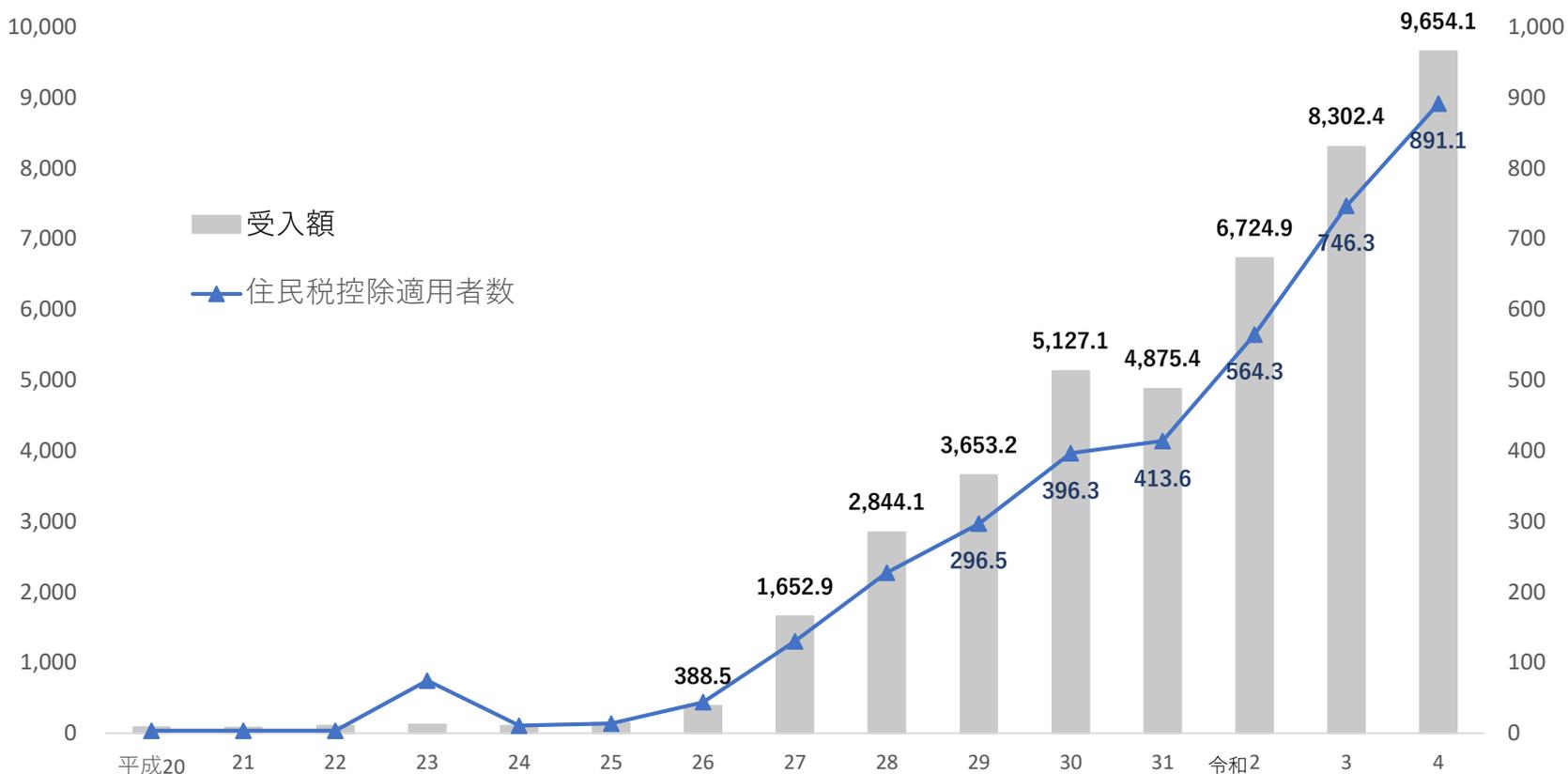
- 見返りを求めない「寄附」本来の姿に近づけるため、返礼割合を段階的に引き下げていくべき
特定の事業を応援するクラウドファンディング型への制度の変更も考えられる
- 垂直的公平の観点から、特例分の控除額に定額で上限を設定することが考えられる
- 返礼品は、所得税法第78条第2項第1号における「特別の利益」に当たると考えられ、寄附金控除の対象となる寄附金額から受領した返礼品に相当する金額を除くべき
- 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」による地方自治体の税収減分は国によって補填されるべき
- 地方自治体が寄附先を指定できる制度とすることも考えられる
- 都民に問題点を提起し理解を促進すること、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、国に対して見直しを求めていくことは重要

「ふるさと納税」の受入額及び住民税控除適用者数（全国計）

- 令和5年度の「ふるさと納税」の受入額は、1兆円を超える見通し
- 大手EC事業者の仲介事業への参入等により、今後も利用者のさらなる増加が見込まれる

（単位：億円）

（単位：万人）



- 注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和5年度実施）」（令和5年8月）から作成
2 受入額については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している。
3 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
4 控除適用者数について、実際に住民税が控除される時期はその翌年度となる。

「ふるさと納税」に係る住民税控除の適用状況

- 三大都市圏が、全国の控除額の61.8%、適用者数の56.3%を占める
- 東京都及び都内区市町村が、全国の控除額の約4分の1を占める

ふるさと納税に係る住民税控除の適用状況（令和5年度）

（単位:百万円、人）

	住民税控除額		適用控除者数	
		割合		割合
三大都市圏	420,025	61.8%	5,018,077	56.3%
埼玉県	39,069	5.7%	553,882	6.2%
千葉県	37,387	5.5%	497,810	5.6%
東京都	168,801	24.8%	1,692,951	19.0%
神奈川県	70,752	10.4%	874,673	9.8%
愛知県	49,100	7.2%	644,495	7.2%
大阪府	54,916	8.1%	754,266	8.5%
その他都道府県	259,646	38.2%	3,893,037	43.7%
全国合計	679,671	100.0%	8,911,114	100.0%

注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和5年度実施）」（令和5年8月）から作成

注2 「住民税控除額」は、都道府県分と市区町村分の合計

東京23区の控除額の状況（各区の控除額と区民税に占める割合）

○ 東京23区の住民税の控除額は、**区民税に占める割合が10%を超える区**も出始めている。

区名	平成26年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		区名
	寄附金 控除額	区民税に 占める割合	寄附金 控除額	区民税に 占める割合	寄附金 控除額	区民税に 占める割合	寄附金 控除額	区民税に 占める割合	
千代田	9.2億円	0.10%	12.8億円	7.06%	15.7億円	8.92%	17.4億円	9.30%	千代田
中央			24.1億円	7.71%	30.1億円	9.69%	34.4億円	10.06%	中央
港			39.0億円	4.77%	61.3億円	7.52%	69.4億円	8.03%	港
新宿			25.6億円	5.65%	32.9億円	7.34%	37.9億円	8.02%	新宿
文京			19.8億円	5.60%	27.4億円	7.83%	35.0億円	9.35%	文京
台東			10.1億円	4.81%	14.0億円	6.75%	17.0億円	7.72%	台東
墨田			12.3億円	4.99%	15.8億円	6.46%	18.8億円	7.29%	墨田
江東			32.9億円	6.30%	40.5億円	7.86%	47.7億円	8.73%	江東
品川			30.7億円	6.09%	39.5億円	8.08%	45.5億円	8.84%	品川
目黒			27.4億円	5.97%	34.0億円	7.72%	39.4億円	8.35%	目黒
大田			32.0億円	4.37%	42.3億円	5.92%	49.5億円	6.75%	大田
世田谷			60.7億円	4.90%	84.0億円	6.84%	98.3億円	7.66%	世田谷
渋谷			30.5億円	5.54%	36.0億円	7.10%	45.6億円	8.42%	渋谷
中野			15.6億円	4.59%	21.2億円	6.60%	24.0億円	6.76%	中野
杉並			30.2億円	4.70%	40.9億円	6.43%	47.9億円	7.21%	杉並
豊島			15.8億円	5.09%	20.7億円	6.83%	24.5億円	7.36%	豊島
北			13.7億円	4.74%	17.5億円	6.00%	20.5億円	6.47%	北
荒川			8.2億円	4.85%	10.3億円	6.14%	12.2億円	6.79%	荒川
板橋			17.4億円	3.93%	23.6億円	5.36%	27.7億円	5.95%	板橋
練馬			25.9億円	3.94%	36.5億円	5.57%	43.6億円	6.64%	練馬
足立			16.4億円	3.58%	20.7億円	4.53%	24.9億円	5.22%	足立
葛飾			10.4億円	3.26%	14.0億円	4.45%	17.8億円	5.43%	葛飾
江戸川			19.7億円	3.86%	25.1億円	4.93%	29.5億円	5.60%	江戸川
合計	9.2億円	0.10%	530.9億円	4.96%	704.1億円	6.68%	828.7億円	7.46%	
							平成26年度比⇒	89.8倍	

注 特別区長会「不合理な税制改正等に対する特別区の主張（令和5年度版）」（令和5年11月）から抜粋

寄附受入額の自治体間格差の状況

○「ふるさと納税」受入額は、上位6団体で約1割、上位20団体で約2割を占める

ふるさと納税受入額の多い20団体（令和4年度）

（単位:百万円）

団体名			受入額
1	宮崎県	都城市	19,593
2	北海道	紋別市	19,433
3	北海道	根室市	17,613
4	北海道	白糠町	14,834
5	大阪府	泉佐野市	13,772
6	佐賀県	上峰町	10,874
上位6団体計			96,119
7	京都府	京都市	9,508
8	福岡県	飯塚市	9,086
9	山梨県	富士吉田市	8,806
10	福井県	敦賀市	8,749

約10%

団体名			受入額
11	静岡県	焼津市	7,574
12	北海道	別海町	6,943
13	兵庫県	加西市	6,361
14	愛知県	名古屋市	6,323
15	鹿児島県	志布志市	6,220
16	茨城県	境町	5,953
17	宮崎県	宮崎市	5,653
18	茨城県	守谷市	5,574
19	千葉県	勝浦市	5,534
20	新潟県	燕市	5,495
上位20団体計			193,898
全国合計			965,406

約20%

■ 自治体によっては、税込規模の十数倍もの寄附を受け入れ、基金に積み立てている例もある。

注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和5年度実施）」（令和5年8月）から作成

注2 「住民税控除額」は、都道府県分と市区町村分の合計

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について ①（制度の概要）

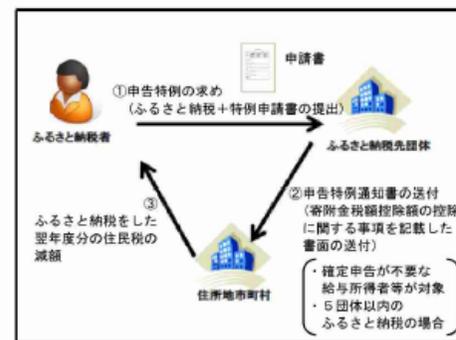
- 「ワンストップ特例制度」は、国が負担すべき税収減が地方自治体に転嫁されている不合理な制度
- ふるさと納税の利用拡大を図るため、マイナンバー、マイナポータルを活用した確定申告の簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入された

ワンストップ特例制度の概要

制度の概要

確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体数が少ない場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することによって、確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）

- 確定申告を行った場合と同額を控除
- マイナンバー、マイナポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入
- 地方団体の事務負担等を考慮し、5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要



所得税控除分の取扱い

○本特例が適用される場合、現行制度における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る所得税及び個人住民税の寄附金控除額の合計額の5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税からそれぞれ控除する。



所得税控除分相当額が申告特例控除額として住民税から控除される

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について ②（申告手続きの簡便化）

○ ワンストップ特例制度の導入から10年近く経過し、マイナンバー・マイナポータルを活用した確定申告の簡素化について進展が見られる

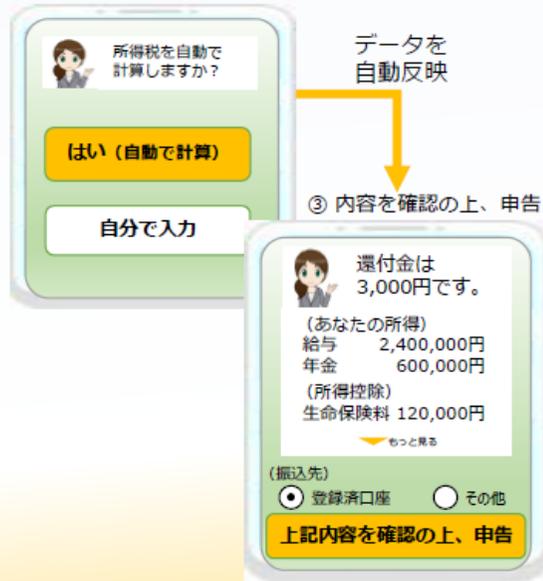
II 納税者の利便性の向上

給与情報等の自動入力の実現（申告手続きの簡便化）

- ◆ 申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指します。
- ◆ 令和6年以降順次、給与情報についても自動入力を実現します。

1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択



個々の項目や還付金振込口座の入力は不要
(振替納税を利用すれば納付も自動に)

2 現状



自動入力の対象

(対応済み)	ふるさと納税	生命保険	地震保険
	株式の特定口座	住宅ローン控除関係	
(R5.1~)	医療費	国民年金保険料	
	公的年金等の源泉徴収票		
(R6.1~予定)	iDeCo	小規模企業共済等掛金	
(R6.2~予定)	給与所得の源泉徴収票		

3 給与情報の自動入力の実現



(※) 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国(国税当局)に連携される。(令和5年度税制改正)

令和7年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

令和6年6月に公表された「令和7年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」における「最重点要望」として、以下のとおり問題点を指摘し、国に対し、見直しを求めている。

(要望内容)

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

<具体的な要求内容>

- (1) 「ふるさと納税」について、**受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行うこと。**

具体的には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、控除額への定額の上限設定などの見直しを早期に実現すること。

- (2) 「ワンストップ特例」制度は**廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。**

「ふるさと納税」を巡る東京都の取組（総務大臣への共同要請）

都内自治体による総務大臣への共同要請

（令和5年12月4日）

要請内容

ふるさと納税の抜本的な見直しに関する共同要請

要請者

東京都知事・特別区長会会長・東京都市長会会長・東京都町村会会長

「ふるさと納税」制度の抜本的な見直しに関する共同要請（要旨）

- 「ふるさと納税」は、**受益と負担という地方税の原則を歪めるもの**
- 返礼品競争が続いており、**寄附本来の趣旨を促す制度となっていない**
- **地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、仲介サイト委託料など様々な経費が生じ、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の5割程度**
- 自己負担額2千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れ、**公平性の観点からも問題**
- 「ワンストップ特例」制度は、本来、**国が負担すべき税収減が転嫁され問題**
- これまで国は、**返礼品について返礼割合3割以下の地場産品に限定し、経費基準等の運用の見直しを行ったが、様々な問題点は解消されていない**
- 寄附は本来、**経済的な見返りを求めないもの。返礼品目的のいわば官製通販となっている**現行の「ふるさと納税」は、**制度創設時の理念から大きくかけ離れており、都市部だけでなく、地方全体にとって、有益な制度とはなっていない**

ふるさと納税の様々な問題点について指摘しつつ、

「制度の抜本的な見直し」や「ワンストップ特例の廃止」等について要請

< 基準への適合性に疑義が生じている事例 >

- (1) ポータルサイト等による**寄附に伴うポイント付与に係る競争が過熱**
- (2) 返礼品の中に、区域内での工程が製品の企画立案等であり、**実際の製造地は区域外であるもの**がある
- (3) 返礼品の中に、**全国展開**している宿泊施設や飲食店の利用券等、**当該地方団体との関連性が希薄なもの**がある

< 見直し内容 >

(1) は令和7年10月以降の寄附募集から適用
(2)・(3) は、令和6年10月以降の寄附募集から適用

- (1) 寄附者に対し**ポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集を禁止**
- (2) 製造者から、**当該製品の価値の過半が当該区域内で生じていることについての証明がされた場合に限定**
- (3) **地域との関連性が希薄（全国展開）な役務の提供は対象外**
宿泊については、同一県内展開の宿泊施設に限る
【1人1泊5万円以下の宿泊、甚大な災害の被災地での宿泊は限定の対象外】

- 「ふるさと納税」は、居住する自治体に納めるべき個人住民税を、寄附金を通じて他の自治体に移転させており、受益と負担の関係という地方税の原則を歪めている。
このことについてどう考えるか

- ✓ 住民税は、住民が自治体の行政サービスの対価として負担すべきもの。受益と負担の関係性のない他の自治体へ移転させるべきでない

【考えられる方向性】

- 抜本的に見直す。国の責任において実施する
 - ・所得税からの控除に改める（特例分）

- 実態が寄附本来の趣旨からかけ離れてしまっていることについてどう考えるか

- ✓ 返礼品目当ての寄附、返礼品競争の過熱化
- ✓ 自己負担が低額で、寄附の自覚が高まりにくく、寄附としての実質に乏しい
- ✓ 地方自治体が活用できるのは寄附額の5割程度にとどまる

【令和5年度報告で盛り込まれた意見】

- ・返礼割合の段階的引き下げ
- ・クラウドファンディング型への制度変更
- ・寄附金控除の対象となる寄附金額から受領した返礼品に相当する金額を除く

【その他考えられる方向性】

- ・制度の適用下限及び最低自己負担額（現行2,000円）の引き上げ
- ・控除（特例分）割合の上限の引き下げ

○ 寄附が一部の自治体に偏っている状況についてどう考えるか

○ その他、令和5年度報告における問題点・意見等

- ・ 垂直的公平の観点で大きな問題
 - 特例分の控除額に定額で上限を設定
- ・ ワンストップ特例制度は、地方から国への財源移転と同じで、不合理な制度
 - 地方自治体の税込減分を国が補填すべき
- ・ 国が全国の地方自治体を一律控除できる対象として設定する制度は、地方自治体の自律的な行財政運営の観点から妥当でない
 - 控除できる寄附先を地方自治体が指定できる制度に改める
- ・ 都民に問題点を提起し理解を促進。問題意識を同じくする団体と連携し国に見直しを求める

地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の概要

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

平成28年4月20日から令和7年3月31日までの時限措置

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ①不交付団体である東京都
 - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成

地域再生計画



④寄附

企業



⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



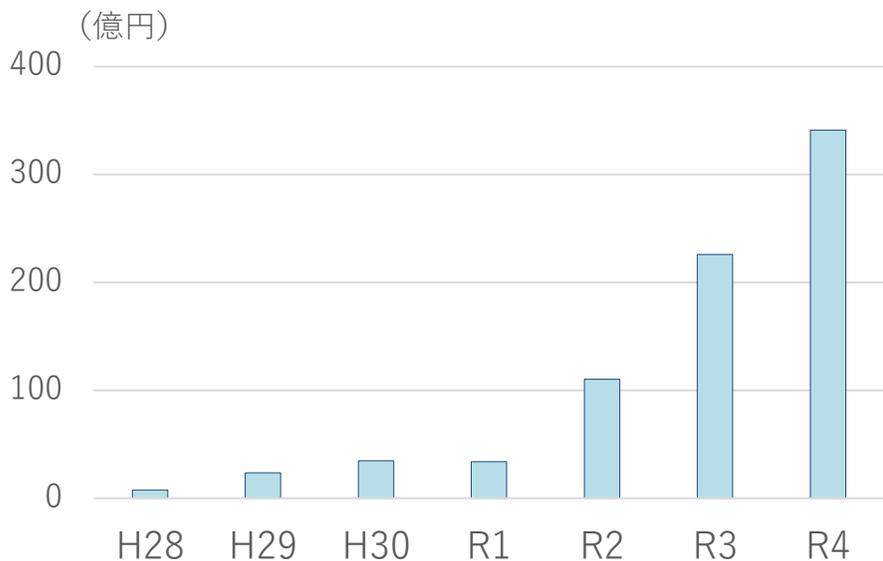
国 (法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,598市町村 (令和6年4月1日時点)

- ・ この制度は、地方交付税の不交付団体であって三大都市圏の既成市街地等に所在する地方自治体と企業の本社が立地する地方自治体への寄附は対象外となっており、結果として、都市から地方へ
税収を移転させるのと同様の効果を生じさせる仕組みにもなっている。（平成28・29年度・令和4・5年度）
- ・ 企業が立地していない地域への税収移転は、受益に対する負担という地方税の原則に反する。しかも、国の認定によって、実質的に地方税の納付先が変わる制度は、地方自治体の課税権の侵害につながる。さらには、法人税は交付税原資でもあり、交付税財源に影響を及ぼす。この制度は税制の本質を歪める問題点を含んでおり、見直しを進めるべきである。（平成28・29年度・令和4・5年度）

「企業版ふるさと納税」の寄附受入額及び控除額の推移

寄附受入額（全国）の推移

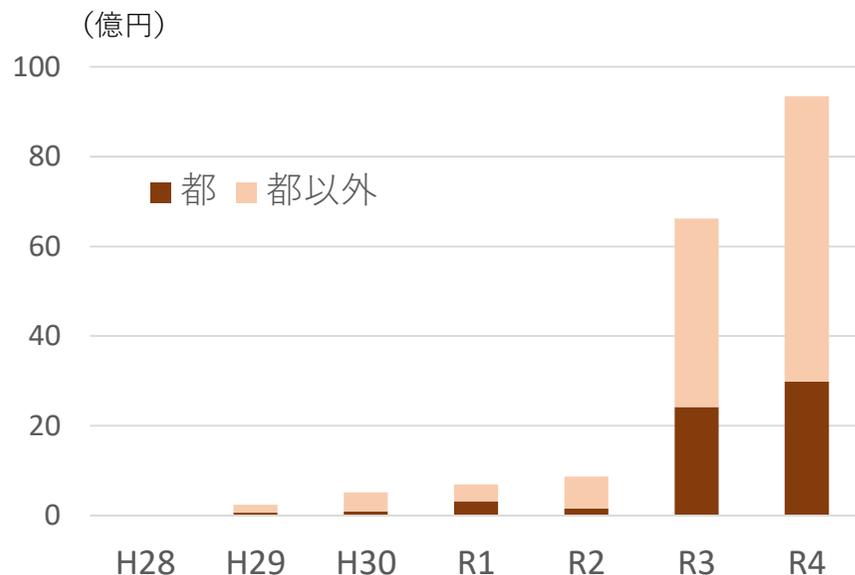


(単位：億円)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
受入額 (全国)	7.5	23.6	34.8	33.8	110.1	225.8	341.1	776.5

(市町村分を含む。)

地方税の控除額の推移



(単位：億円)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
都	0.0	0.6	0.9	3.1	1.6	24.2	29.9	60.3
全国	0.1	2.4	5.1	7.9	8.6	65.9	93.0	183.0
都シェア	5%	25%	17%	40%	18%	37%	32%	33%

(都の数値は、都内区市町村分を含む。)

寄附受入額増加の背景

- 令和2年度税制改正による拡充：税額控除割合の引上げ（3割→6割）等
- 企業のCSR（社会的責任）への意識の高まり

注1 寄附受入額の推移については、内閣府ホームページから作成

2 控除額の推移については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」、「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」から作成

令和7年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

令和6年6月に公表された「令和7年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」において、以下のとおり問題点を指摘し、国に対し、見直しを求めている。

(要望内容)

「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

本制度は、「**受益と負担**」という地方税の原則を歪めるものであることに加えて、**都や特別区など特定の自治体を対象外としており、自治体間の財政調整の手段**として用いられているものといわざるを得ない。

真の地方創生の推進や日本全体の持続可能な成長のためには、本制度の拡充や延長を行うのではなく、**総体としての地方税財源の充実を図るべき**である。

<具体的な要求内容>

政策的な期限付き減税であることも踏まえ、**更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止**すること。

「企業版ふるさと納税」

○ 本制度の問題点をどう考えるか

【令和5年度報告で盛り込まれた意見】

- ✓ 受益に対する負担という地方税の原則に反する
 - ・ 企業が立地していない地域への税収移転
- ✓ 地方自治体の課税権の侵害につながる
 - ・ 国の認定によって、実質的に地方税の納付先が変わる制度となっている

○ 期限が到来することを踏まえ、今後のあり様はどうあるべきか